

○国土交通省告示第百七十号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百七十三条の規定に基づき、飛行制限区域を定める告示を次のように定める。

令和五年三月九日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

飛行制限区域を定める告示

1 次の表の上欄に掲げる区域を同表の中欄に掲げる期間飛行制限区域とし、同表の下欄に掲げる条件をその上空における航空機の飛行を禁止する条件とする。

区 域	期 間	条 件
グランドプリンスホテル広島（北緯三十四度二十分三十四秒東経百三十二度二十七分五十一秒）を中心とする半径二十五海里の円内の区域	令和五年五月十八日から五月二十二日までの間で、航空機の飛行に	次の各号のいずれにも該当しない飛行であること。 一 海上保安庁の使用する航空機による警備を任務とする飛行 二 自衛隊の使用する航空機による警戒監視

	<p>関し危険を生 ずるおそれを 考慮して、国 土交通大臣が 別に定める期 間</p>	<p>視等を任務とする飛行 三 都道府県警察の使用する航空機による 警備を任務とする飛行 四 気象状況、交通状況、離着陸を行う空 港等を踏まえ、航空交通管制機関から飛 行制限区域を飛行することを指示又は承 認された飛行</p>
--	---	---

2 国土交通大臣は、前項の表の中欄の規定により期間を定めるときは、航空情報により公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。